

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 役員賞与の取扱い

Q : 役員に対する賞与も損金算入できるようになったそうですが、どのようになったのですか？

A : 事前に、所定の時期に確定額を支給する旨の届出をしているものについては、損金の額に算入できるようになりました。

【解説】

役員賞与は、会社の利益処分であり、経費性がないということから、これまで損金に算入することが認められていませんでした。しかし、会社法や会計基準において、役員賞与も報酬の一部であると捉えられることとなったため、税務でも、その取扱いに準じ、一定の要件を満たす賞与について、損金算入を認めるということになりました。一定の要件とは、次の要件をいいます。

- ① 所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与であること
- ② 事前に納税地の所轄税務署長にその内容を届出していること

届出の期限は、次の日のうちいずれか早い日までとされており、届出をしなかった場合は、原則として、その賞与は損金に算入されませんので注意してください。

- ① その賞与に係る職務執行が開始する日
- ② その会計期間開始の日から3月を経過する日

なお、上記の要件を満たす賞与であっても、他の役員給与と合算して、不相当に高額であると認められる場合には、その金額は、損金の額に算入することができません。

